

岡山市本社・中四国支店等立地推進事業補助金交付要綱運用方針

平成26年3月25日決裁
平成27年4月1日一部改正
平成27年8月17日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和元年7月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正

第1 この運用方針は、岡山市本社・中四国支店等立地推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定により、岡山市本社・中四国支店等立地推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的事項

- 1 事業所用地の取得については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 事業所用地とは、事業所用地として分譲することを目的に開発されているもの、事業所用地に開発することを前提とした未開発のもの又は事業所の跡地等をいう。
 - (2) 市内の事業所の移転で既存の事業所用地を用途廃止して新規の事業所用地を取得する場合は、取得用地面積から用途廃止する用地面積を差し引いたものを新たに取得した事業所用地とする。
 - (3) 本社、サテライトオフィス、又は中四国支店等の新設、増設、若しくは賃借等の取り扱いは別紙1による。
 - (4) 事業所用地の取得の日とは、売買（賃貸借）契約の締結日とする。
 - (5) 事業所の建設に着手した日とは、原則として工事に係る契約における建設着工日とする。ただし、その日によりがたいと認められる事情がある場合は、工事に実際に着手した日とする。
- 2 事業所の賃借等とは、賃貸借契約及び建物売買契約を締結することで事業所を開設することをいう（住居と兼用の場合等は対象外）。

3 次に掲げる確認項目においては、補助事業者に会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にある法人がある場合は、当該法人を補助事業者と同一の会社として取り扱うものとし、その場合においては、親会社及び子会社の関係にあることを証する書類（親会社及び子会社の株主名簿、有価証券報告書等）を、認定申請書及び補助金交付申請書に添付すること。

- (1) 固定資産投資額の確認
- (2) 当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続して営んでいる営利法人の確認
- (3) 新規常用雇用者の確認
- (4) 固定資産評価額の確認

4 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業は除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

5 中四国エリア等を統括することを目的として設立されたブロック子会社については、中四国支店等として取扱うものとする。

第3 固定資産投資額について

1 固定資産投資額については、次により取り扱うものとする。

- (1) 固定資産投資額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の取得に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）をいう。
- (2) 市内の事業所の移転であって、既存の用地等を用途廃止する場合の固定資産投資は、次の計算式による。

ア 土地に対する投資額

（取得する用地面積－用途廃止する用地面積）×取得する用地の1平方メートルあたりの取得額

イ 土地を除く固定資産に対する投資額

土地を除く固定資産の取得額－用途廃止する土地を除く固定資産の地方税法に基づく評価額（以下「固定資産評価額」という。）

- (3) 賃借している用地等を用途廃止する場合については、前号の計算式から用途廃止

する用地面積及び固定資産評価額は差し引かない。

- (4) 既存事業所等の解体に係る経費は固定資産投資額に含まない。
- (5) 既存の用地を活用して事業所を建設する場合の固定資産投資額には、用地費は含まない。
- (6) 本社を建設する場合で、当該事業所内に本社以外の業務部門が含まれる場合の固定資産投資額は、次の計算式による。

ア 土地に対する投資額

本社に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×土地に対する固定資産投資額

イ 土地を除く固定資産に対する投資額

本社に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×土地を除く固定資産に対する固定資産投資額

- (7) サテライトオフィスを建設する場合で、当該事業所内に本社機能以外の業務部門が含まれる場合の固定資産投資額は、次の計算式による。

ア 土地に対する投資額

本社機能に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×土地に対する固定資産投資額

イ 土地を除く固定資産に対する投資額

本社機能に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×土地を除く固定資産に対する固定資産投資額

- (8) 賃借している又は他の補助制度（国、県等が行う企業誘致のための補助制度を除く。）の対象となっている固定資産は、投資額に含めない。
- (9) 土地及び家屋に対する補助金の交付申請時に添付する固定資産投資額、事業所整備費及び賃料等を確認できる書類については、事業所建設又は事業所整備に係る契約書、賃貸借契約書、見積書、請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は、「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。
- (10) 補助金の交付申請時に添付する償却資産の固定資産投資額を確認できる書類については、固定資産取得価額が分かる書類を添付すること。ただし、固定資産取得価額に消費税及び地方消費税相当額が含まれている場合は、見積書、請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は、「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。

- (11) 原則として、現金及び回し手形での支払は認められない。
- (12) 手形による支払の場合、手形の決済が完了していることが必要である。

第4 常用雇用者について

- 1 次のいずれかに該当する者は、要綱第2条第14号イに定めるものとみなす。
 - (1) 一定期間（1箇月、6箇月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上要綱第2条第14号イと同様の状態にあると認められるもの。
 - (2) 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上要綱第2条第15号イと同様の状態にあると認められるもの。
- 2 退職者補充のための雇用は要綱別表第2及び別表第3に規定する新規常用雇用者の配置人数には含めない。

第5 補助金の算定について

- 1 要綱別表第4及び別表第5については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 土地補助金については、認定事業所の建設に際して、当該認定事業所に係る土地を一括分譲により取得する場合に限って対象となるものである。したがって、当該認定事業所に係る土地を割賦分譲又は貸付特約付分譲により取得する場合については、土地補助金の対象とならない。また、事業所の建設に際して、事業用定期借地権等設定契約を締結して立地している企業が、当該契約期間満了前又は満了と同時に、当該契約の対象となっている土地を取得する場合についても、土地補助金の対象とならない。
 - (2) 増設の場合には、補助金を算定する際の家屋及び土地に係る固定資産評価額については、増設により増加した部分に係る固定資産評価額とする。また、事業所の賃料等については、増設により増加した部分に係る賃料等とする。
 - (3) 市内の事業所の移転であって、既存の用地等を用途廃止する場合については、補助金を算定する際の固定資産評価額は次の計算式による。ただし、賃借している用地等を用途廃止する場合については、この限りでない。
 - ア 土地に係る固定資産評価額
$$(\text{取得する用地面積} - \text{用途廃止する用地面積}) \times \text{取得する用地の1平方メートルあたりの固定資産評価額}$$
 - イ 家屋に係る固定資産評価額
$$\text{建設する家屋に係る固定資産評価額} - \text{用途廃止する家屋に係る固定資産評価額}$$
 - (4) 本社を建設する事業であって、当該事業所内に本社以外の業務部門が含まれる場合については、補助金を算定する際の固定資産評価額は次の計算式による。
 - ア 土地に係る固定資産評価額

本社に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×土地に係る固定資産評価額

イ 家屋に係る固定資産評価額

本社に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×建物に係る固定資産評価額

- (5) サテライトオフィスを建設する事業であって、当該事業所内に本社機能以外の業務部門が含まれる場合については、補助金を算定する際の固定資産評価額は次の計算式による。

ア 土地に係る固定資産評価額

本社機能に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×土地に係る固定資産評価額

イ 家屋に係る固定資産評価額

本社機能に係る床面積の合計÷建設する事業所の延床面積×建物に係る固定資産評価額

第6 その他の事項

- 書類の提出部数は各1部とする。
- 要綱第2条第13号の市長の認める日とは、4月1日が週休日（岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）第3条第1項本文に規定する週休日をいう。以下同じ。）に当たる場合で、4月1日から引き続く週休日の中に補助対象事業に係る新規常用雇用者を雇用し、4月1日から当該週休日後で直近の週休日でない日までに要綱第6条の規定による補助対象事業の認定の申請があり、かつ、当該申請の内容が適当と認められるときにあっては、当該新規常用雇用者を最初に雇用した日とする。
- 居所を有することの確認においては、公共料金の領収書、賃貸借契約等により行うものとする。
- 認定の申請は、事業所の建設の場合にあっては、要綱第6条第1項の規定により、市長に対して「立地に係る工事に着手する日の前日までに」、事業所の賃借等の場合にあっては、要綱第6条第2項の規定により、市長に対して「賃貸借契約日又は建物売買契約日の前日までに」行うこととされているが、特別な事情があつて遅れる場合は、あらかじめ市へ協議するものとする。
- この運用方針は、補助金の交付に関し必要となる事務処理事項の基本を定めたものであり、個々具体的なケースについては、これを基準としてそのつど市長が定めるものとする。

(別紙1)

本社・中四国支店等立地推進事業補助金の補助対象について

【本社】

		建設型		非建設型 (賃借等)
本社所在地	事業内容	新設	増設	
		補助金を受けたことがない 又は 新設から10年以上経過	新設から10年以内	
市外	市外から移転	○	— (市内・拡充の扱い)	○
市内	拡充	○	○	○

【サテライトオフィス】

			建設型		非建設型 (賃借等)
本社所在地	既存事業所の有無	事業内容	新設	増設	
			補助金を受けたことがない 又は 新設から10年以上経過	新設から10年以内	
県外	事業所なし	新たに設置	○	対象外	○

【中四国支店等】(ブロック子会社の本社を含む)

			建設型		非建設型 (賃借等)
本社所在地	既存事業所の有無	事業内容	新設	増設	
			補助金を受けたことがない 又は 新設から10年以上経過	新設から10年以内	
市外	事業所なし	新たに設置	○	— (市外・拡充の扱い)	○
	事業所あり	拡充	○	○	○
市内	対象外	—	—	—	—

※増設…この要綱による補助金を受けて新設した企業が、この要綱の補助金を受けてさらに市内に事業所を設置すること。ただし、建設型にあつては、新設した当該認定事業所の事業開始日から起算して10年を経過した日以後に増設をする場合は、新設とみなす。